

岐阜県公報

第二千五百七十八号
平成二十六年九月五日
(金曜日)

目次

告 示

有害興行の指定
道路の区域変更
土砂災害警戒区域の指定
土砂災害特別警戒区域の指定

(私学振興・青少年課) 五七五
(道路維持課) 五七六
(砂防課) 五七六
(同) 五七六

公 示

落札者等に関する公示
指定自立支援医療機関の指定
指定自立支援医療機関の変更届出
公共測量の実施

(総務事務センター) 五七七
(保健医療課) 五七七
(同) 五七八
(用地課) 五七八

正 誤

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令中訂正

(法務・情報公開課) 五七八

告 示

岐阜県告示第五百二十五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十六年九月五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等 級	配給会社名	等 級
映 画	女と女のラフゲーム	男達を犯せ!	新 日 本 映 画 像	新 日 本 映 画 像
	痴漢 [※] 面接	女課長の性感業務	新 日 本 映 画 像	新 日 本 映 画 像
	興隆は18歳	超どきどき保健室	オ ー ビ ー 映 画	新 東 宝 映 画
	本番欲	人妻を犯る	新 東 宝 映 画	新 東 宝 映 画
	オオカミは嘘をつく	(原題) BIG BAD WOLVES	シ ョ ウ ゲ ー ト	シ ョ ウ ゲ ー ト
	モーガン・ブラザーズ	(原題) 100 BLOODY ACRES	松	竹
	ニンフォニアツク Vol.1.2	(原題) NYMPHOMANIAC VOLUME2	フ ロー ド メ デ ィ ア	フ ロー ド メ デ ィ ア
	ニンフォニアツク Vol.1	(原題) NYMPHOMANIAC VOLUME1	フ ロー ド メ デ ィ ア	フ ロー ド メ デ ィ ア

2 指定年月日

平成26年9月5日

3 指定理由

著しく性的欲情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年九月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
大岐野線	本巣市文殊字村前七七七番地先から同市同字同番地先まで	七	八	前 九 五 三 ・ 五	九 五 三 ・ 五	三 六 〇	
				後 九 五 三 ・ 九		三 六 〇	

岐阜県告示第五百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年九月五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大明神	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	地滑り

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年九月五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中屋波反	加茂郡東白川村五加	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年九月五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中屋波反	加茂郡東白川村五加	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成十七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年九月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 指定金融機関変更に伴う人事給与システム改修業務委託一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第372号)第10条第1項第2号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成26年7月31日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地
西日本電信電話株式会社岐阜支店
支店長 米田 秀弥
- 6 契約金額 34,992,864円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 器圃の診療 精神通院診療部業務センター
- (2) 所在地 岐阜市藤田町二丁目1番1号

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年九月五日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
なぎクリニック	各務原市蘇原申子町二丁目一番地一	精神科・心療内科	精神通院	平成二六・九・一
古井医院	不破郡垂井町一〇二の一	内科	精神通院	平成二六・九・一
寺倉医院	海津市平田町幡長五六五	内科・小児科・消化器科・放射線科	精神通院	平成二六・九・一

(薬圃)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
日野坂の下薬局	岐阜市日野東三丁目二番八	精神通院	平成二六・九・一
つば川薬局	関市富之保二〇〇一番地一	精神通院	平成二六・九・一
しよつなん調剤薬局	恵那市大井町字宮の前一一一六	精神通院	平成二六・九・一
恵那店	恵那市大井町字宮の前一一一六	精神通院	平成二六・九・一
サンセイ調剤薬局 神戸店	安八郡神戸町神戸九六七の一	精神通院	平成二六・九・一

しょうなん調剤薬局 輪之内店	安八郡輪之内町下大樽新田字小 坪四二七番八	精神通院	平成 二六・九・一
平成調剤薬局 日野店	岐阜市日野東三丁目二番一四 号	精神通院	平成 二六・九・一
市橋調剤薬局	岐阜市市橋六のの一四	精神通院	平成 二六・九・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年九月五日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
マツバラ薬局	多治見市笠原町二八三五の一	精神通院	平成 二六・八・一

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

- 瑞浪市
- 二 作業種類
公共測量（空中写真測量）
- 三 作業期間
平成二十六年八月七日から
同二十七年二月二十七日まで
- 四 作業地域
瑞浪市

正 誤

(原稿誤り)

平成二十六年四月一日号外(五) 岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令（岐阜県訓令

甲第十二号）七頁下段後から二行目中「七 その他の改正

「七 その他の改正

は 規則 第一 基本形式 第二 改正形式 中「第四 既存条例を廃止する場合

は 規則 第一 基本形式 第二 改正形式

中「第四 既存条例を廃止する場合

「は 規則 第四 既存条例を廃止する場合

「の誤り。

平成二十六年九月五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社